

## 鳥取県単県斜面崩壊復旧事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県単県斜面崩壊復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、国庫補助事業等（国庫補助事業及び交付金事業（治山事業及び急傾斜地崩壊対策事業に限る。）をいう。以下同じ。）、単県急傾斜地崩壊対策事業及び単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない荒廃林地及び急傾斜地において行う災害復旧事業を促進することにより公共施設、人家等を保全し、県民生活の安定に寄与することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、市町村が鳥取県単県斜面崩壊復旧事業実施要領（平成17年5月31日第200500012394号鳥取県県土整備部長通知。）に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）について、当該市町村に対し予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に必要な本工事費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）、測量及び試験費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）、補償費（以下「補助対象経費」という。）の合計額から地元負担金等の補助事業に伴う収入を控除した額の2分の1に相当する額（市町村が自ら負担する額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事の権限を委任された総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「総合事務所長等」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日を経過する日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の当初交付決定額の30%を超える減に伴うもの以外の変更（次のいずれかに該当するものを除く。）とする。

(1) 山腹工（土留工、法枠工等）の施工位置の変更又は新設若しくは廃止

(2) 溪流工（ダム工、護岸工及び流路工等）の施工位置の変更又は新設若しくは廃止

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (状況報告)

第7条 規則第13条第2項の報告は、様式第5号によるものとする。

### (実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、工事完了写真を添付しなければならない。

(財産の処分制限)

- 第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

- 第10条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄の総合事務所長等に提出しなければならない。

(雑則)

- 第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、治山砂防課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月31日から施行し、平成17年度から適用する。

附 則

この改正は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第8条関係）

〇〇年度単県斜面崩壊復旧事業計画（報告）書

1 事業目的（内容）

2 事業計画（報告）

番号	施行箇所			事業費	補助金	施行方法	事業完成の 予定年月日
	郡市	町村	大字				
				円	円		

3 「本工事費」及び「測量及び試験費」の県内事業者への発注が困難である理由（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合は、その理由を記載すること。）

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

5 その他

※今後、当該箇所（構造物を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

6 添付書類

(1) 土地使用承諾書（別紙により、交付申請時に添付する。）

(2) 精算設計書（実績報告時に添付する。）

(別紙)

## 土地 使用 承諾 書

市 町 村 長 様

次の土地を、下記条件により使用して単県斜面崩壊復旧事業が施工されることを承諾します。

(土地の表示)

市町村	大字	字	地番	地目	台帳面積	実測又は見込み面積	工事実施見込み面積	所有者氏名	備考

### 記

- 1 土地の使用料は無償とする。
- 2 工事の施工に必要な土地の形質の変更、立木竹の伐採、土砂等の採取について、異議がない。
- 3 事業の実施行為及び事業完了後の施設の維持管理行為を拒まず、また妨げとなるような行為はしない。
- 4 工事施工地の所有権、地上権、その他土地に付随する権利を売却又は譲渡する場合は、1から3までを買受人に承継させる。

年 月 日

土地所有者 住所

及び権利者 氏名 印

住所

氏名 印

様式第2号（第4条、第8条関係）

〇〇年度単県斜面崩壊復旧事業収支予算（決算）書

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	(本年度予算額)	(比較増減)		備 考
			(増)	(減)	
県補助金 市町村費 その他	円	円	円	円	
計					

（注）備考欄に算定基礎を記入する。

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	(本年度予算額)	(比較増減)		備 考
			(増)	(減)	
本工事費	円	円	円	円	
計					

年 月 日

様

職氏名



〇〇年度鳥取県単県斜面崩壊復旧事業補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった単県斜面崩壊復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項規定により通知します。  
（担当、連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、単県斜面崩壊復旧事業とし、その内容は、〇〇〇〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の補助対象経費の額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）補助対象経費の額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県単県斜面崩壊復旧事業補助金交付要綱（平成17年5月31日付第200500012394号鳥取県県土整備部長通知。以下要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則、要綱及び鳥取県単県斜面崩壊復旧事業実施要領（平成17年5月31日付第200500012394号鳥取県県土整備部長通知。）の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

（ 番 号 ）

年 月 日

職 氏名 様

報告者 住 所

氏 名 印

## 〇〇年度遂行困難報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった単県斜面崩壊復旧事業を予定どおり遂行することが困難になったので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第13条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

1 困難となった理由

2 今後の対応